

月刊
JMITU

アハハカ



5月号

日本金属製造情報通信労働組合大田地域支部
セガ グループ分会 2018年発行

No.401

隠ぺい改ざん ねつ造

「働き方改革」にも危険な罠が！

高プロ制度 現代の奴隷制度

森友・加計文書問題に南スーダン・イラク自衛隊日報問題と、「事実」隠ぺいを繰り返す安倍政権。「働き方改革」にもまやかしが多数あります。

また、就業規則を24時間勤務とした場合「そんなに働けない」となれば、働けない分の給料を支払わない（欠勤控除）ということができてしまいます。

残業代・深夜割り増しゼロ

「高度プロ制度」

高度プロフェSSIONナル制度（高プロ制度）は、労働基準法第4章で定める労働時間（時間外規制）、休憩規制、休日及び深夜の割増賃金に関する規制をすべて適用しない制度です。年収要件は1075万円以上となっていますが、財界は400万円までの引き下げを狙っています。

これで「健康確保措置」をつけたといえる？

例①

1日24時間×256日労働
年6144時間労働も合法

《年104日の休日と有給5日付与あとは事後に健康診断をすればOK》

例②

1日24時間×24日労働
4週576時間労働も合法

《4週（28日）4日の休日をまとめてとらせて連続勤務可能。閑な時期に2週間休日付与すればOK》

法に初めて時間外労働と休日労働の上限を取り入れることになりました。ところがその実態は、過労死の多発を防げない長時間労働容認法案です。

例③
16時間×256日労働
年4096時間労働でも合法
《年104日の休日と有給5日付与、インターバル8時間の休息確保でOK》
政府は今国会（6月20日が会期末）での成立を目指し、

政府の法案は時間外労働の原則を月45時間年360時間としています。忙しい場合は「特例」として、時間外と休日労働を含めた上限を毎月100時間未満、2〜6ヶ月の各平均で80時間未満、年間960時間としています。

審議を強引に進めています。

これは労災認定の実情を見れば過労死の多発を防げない水準です。

高度プロフェSSIONナル制度は現代の奴隷制です。今すぐ廃案にしなくてはなりません。

これは過労死の多発を防げない水準です。しかも、長時間労働が多い自動車運転、建設、医師への適用は5年猶予。メンタル疾患が多い研究開発への適用は除外しています。

長時間労働に

法のお墨付き

過労死の多発をきっかけに、安倍首相は「悲劇を2度と起こさない」と公約。労働基準

結局、法規制の効果が期待できない、「過労死残業容認の名ばかり上限規制」です。

安倍政権 社会保障

負担増・給付減加速

安倍政権は、約20年後の2040年度の社会保障給付費が高齢化で今より1・6倍化するとした推計結果を大義名分にして、庶民負担増・給付減の議論を加速させようとしています。社会保障費が増えるんだから仕方ない」と国民を諦めさせる得意の手法ですが、国民の命と健康は脅かされる一方です。その抜本的転換こそが求められています。

政府の推計結果は21日の経済諮問会議（議長・安倍晋三首相）で初めて公表したものの、65才以上の高齢者数がピークとなる40年度の

社会保障給付費が最大190兆円に達し、18年度の1.6倍に膨らむとしました。

社会保障費を賄う保険料は37兆円増、税金は33兆円増が必要だとしました。

この結果を「議論の素材」としたうえで「特に給付と負担の見直しは避けられない」、財界などの民間議員は「19年10月の消費税率（10%のへの）引上げが重要だと求めました。

安倍首相が政権復帰した12年末から5年間を見ると、

国民生活の実態は

大企業・富裕層優遇のアベノミクスで格差と貧困が拡大。社会保障の負担増・給付減は6兆千億円にのぼり、金融資産がない人は400万世帯も増えて全世帯の3割強に達しています。

安倍政権は今年4月からも、介護保険料の引き上げや75才以上の医療窓口負担を2割に引き上げるなど、さらなる改悪メニューの実現まで示しています。そのうえ、社会保障の維持・拡充を人質にして消費税を予定通り10%に引き上げようとしています。

安倍政権の看板製作である「幼児教育・保育の無償化」や低すぎる介護職員の賃上げも消費税増税が大前提です。

これら国民の願いが一定

前進しても、消費税増税で格差と貧困はますます拡大します。安倍政権の社会保障費抑制路線からの抜本的な転換が必要です。

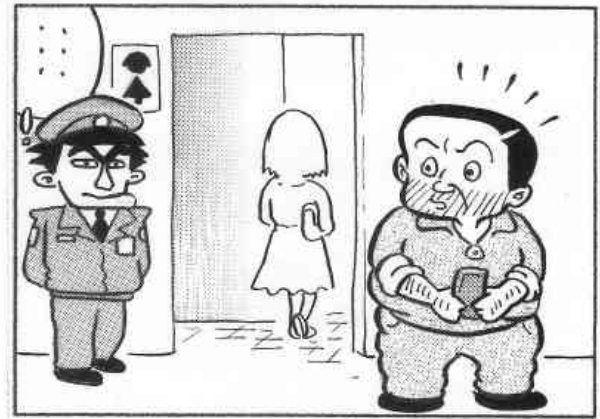
社会保障費の抑制や見直しはするが税金で政党活動を助成する政党助成金は見直されるべきではないでしょうか。

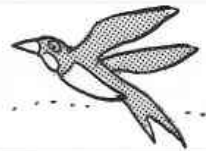
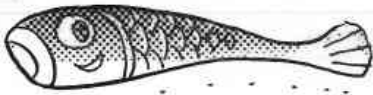
消費税増税



4こ末漫画

川崎よしき





ショートショート

因縁

仙洞田一彦

鉄筋コンクリート七階建ての公営アパートに、雪江が小学生の娘二人とともに越してきて三年が経った。古い建物は、外壁、階段にひび割れが目立つ。何がしみ込んだのか、奇妙な模様もある。

以前のアパートの家賃は一ヶ月分の収入に近く、別れた夫が送金してくれる生活費だけでは苦しい。その送金も途切れがちで、自分の親兄弟にも助けを求めて暮らしていた。ここでは収入に応じた家賃のために少し救われた。

新年度、雪江にも団地自治会役員の当番が回ってくる。各階から一人役員が出ること

になっていて、順番だから否も応もない。その年の役員の隣に入居した場合は、何ヶ月も立たないうちに役員をしなければならぬ。任務分担がこじれて、誰も会長を引き受けようとせず、あみだくじなんてなると、入居していきなり会長となる例もあるらしい。引継があるからと隣人、つまり三月で任期の終わる役員から言われて、雪江は一階の西の端にある集会所に出かけた。一人欠席で現・新役員十三人が集まった。ほとんどが雪江の親より上の年齢だ。雪江が一番若い。

「まず会長を決める方がいいですよ。会長が決まれば、後は簡単」

みんなたがいに顔を見合わす。言葉は出ない。くじになるのだけは避けたい。でも一番先に口を利くのは、目立って危ない。甲羅に苔、百戦錬磨の爺さん婆さんたちの前だから黙っていた方が良い。すると、

「黙っていても仕方ないからあみだくじにするか」

新メンバーで、この場で一番年上と思われる、四階に住んでいる禿げた爺さんが言った。

「いやです」

「誰もやりたくないんだからさあ。このままにらめっこしていても仕方ないから」

「いやです」

雪江はもう一度言った。四階爺さんは——なにを生意気な——という視線を雪江に向けて言った。

「いやあ、前は参ったよ。五〇三には会計さんをやってもらっていたんだけど、途中で自殺されてしまつてよ……そうだ、ちょうどあんたくらいの年だった」

四階爺さんは雪江の顔を見て言った。「五〇三」とは、今の雪江の部屋番号だ。あの部屋で自殺があったんだ。

「えっ」

雪江はそう言って、その爺さんの顔を見返した。それにしては厭らしい爺だ。初めて

聞いた。あみだくじは否だと言った仕返しかと思つた。

「そうだ、会長は××さんにやつてもらおう」

自分では引き受けなくせに、四階爺さんが断定的に言つた。××さんというのは欠席している人だ。四階爺さんは、いやらしい上に無責任だと雪江は思つたが黙つていた。甲羅に苔、百戦錬磨は、もう誰も、何も言わない。ということとは暗黙の合意。それで××さんを会長として、会長以外の役を出席していたみんなに振つて引継が行われた。

雪江は会計になつた。自殺をしたという人も会計だったらしい。四階爺さんの話を聞いたので嫌だったが、役割の中で雪江のできそうなのは会計くらいしかないと思つたの

で、仕方なしに引き受けた。

四月が過ぎ、五月になつた。何事もなく過ぎた。

しかし、あの話はいつまでも雪江の頭の隅にはあつた。自殺者の出たアパートの部屋は、わけあり物件とかいつて家賃も安くするらしい。殺人でもあつたら、新築アパートすら、壊して建て直すらしい。世間の人だつて気持ち悪いということだ。雪江は特に、その手の話に弱い。何時までも気になる。無論、娘たちにはそのことを言わなかつた。

連休が明けると上の娘は体調を崩すし、下の娘は登校拒否のような感じになつた。雪江はたたりじゃないかと思つた。しかし、たたりなら入居してすぐに現れるはずだ。なのに三年それらしいことがな

かつた。だから、自分の思い込みに過ぎない。雪江は自身自身に断言した。しかし、自分が自分に断言しても効力はない。「断言」したそばから疑念、懸念が募つた。

四階爺さんから話を聞くまでは、たまに夜中に目が覚めたつて、どうということはないかつた。あの話を聞いて以来、夜中に目が覚めた時、耳を澄ますようになった。目玉だけを動かして、何か変わったことがないかがうようになつた。掛け布団をそつと除けて立ち上がり、足を忍ばせて娘二人が寝ている隣の部屋の襖を開けて見た。眠っている姿を確認して、襖を閉めた。トイレやバスルームのドアも開けて見て、それから目を閉じ、何か気配を感じないかと

うかがつて見た。何事もないと自分に言い聞かせて眠りに就いた。

「夜中に誰かが覗くの」
「ママよ」

ある朝、下の子の言葉に上の子が答えていた。聞いていた雪江が言つた。

「心配だから、時々ね」

「ときどき？ 毎日よねえ」

「え？ 毎晩」

思わず雪江は言つた。娘二人が雪江の言葉に肯いた。せいぜい十日に一回くらいのはず。気付かないうちに夢遊病とかいうのにかかつているのかと雪江は思つた。それとも、まさか、前にいたという人の亡霊か……。

下を向いた雪江は頭を振つた。脳裏で、四階爺が意地悪顔してニタニタ笑つていた。

労働組合に 入りませんか！

私たちは、働いていくうえで、さまざまな問題にぶちあたることがあります。「仕事を辞めたい」と思うこともあるかもしれません。そして、それは労働条件や職場環境が原因ではありませんか。労働条件が崩れてしまうと私たちの生活も崩れてしまいます。

労働条件や職場環境をよりよいものにするには、使用者と交渉するしかありません。一人で交渉するのは難しいです。使用者と対等に交渉するためには何が必要か、それが労働組合です。

労働組合は、憲法で保障されています。日本国憲法第28条で「勤労者の団結する権

利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」とうたっています。労働組合をつくり、使用者と交渉し、ときにはストライキを構えて譲歩をせまるなど、

このような活動を法的に保障されているのは、労働組合だけです。

労働組合に入っても、職場や働き方は変わらないと思っ
ていませんか。実は今の職場や働き方は変わってきた結果です。

みなさんが8時間以上働くことは、原則許されています。使用者がみなさんを8時間以上働かせるためには、労働者の過半数を組織する労働組合もしくは労働者代表と使用者が特別に協定を結ばないとできません。この8時間労働

制は、労働者の先輩たちが長年声をあげて「要求」してきた労働条件のひとつです。昔から8時間だったわけでは

ありません。8時間労働でなければ、労働者の生活が人間らしいものにならない、自分らしい生活が侵食される。そういうものとして闘いとられてきた大事なルールです。

職場や労働条件は、変わります。良いようにも、悪いようにも変わります。

それは、私たちの生活に大きな影響をあたえます。

そうであるならば、職場や労働条件をはたらく仲間と一緒ににより良いものにしていきませんか。働きやすい職場をつくるには労働組合が必要です。ぜひ職場に労働組合を作りましょう！

労働相談、ご意見、ご質問は、下記にお寄せください。

JMITU 本部 TEL 03-5961-5601 : FAX 03-5961-5603

ホームページ <http://www.jmiu.com/>

JMITU 大田地域支部 TEL 03-3734-3502 : FAX 03-3734-3534

ホームページ <http://www6.plala.or.jp/JMIUOOTA/>

セガグループ分会ホームページ <http://www.jmiusega.com/>